

飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例 (H25年4月～)

目的 市域の豊富な再エネ資源と地域の「結い」を活用して低炭素で活力ある地域づくりを推進

- ⇒ 再エネによる電気の全量固定価格買取制度（FIT）を、市民が公益的に利活用できる制度を構築
- ⇒ 再エネ資源の活用と、「市民」、「公共的団体」、「市行政」の関係性と役割を明確化

地域環境権

権利の賦与型
本格再エネ導入
条例として
全国初!!

再エネ資源は市民の総有財産。そこから生まれるエネルギーは、
市民が優先的に活用でき、自ら地域づくりをしていく権利がある。

市内で活動する公共的団体が、再エネ事業を通じて行う地域づくり事業を「公民協働事業」に位置付けて、飯田市が、事業の信用補完、基金無利子融資、助言等の支援

